

第十問

(満点 100点)

{ 第九問とあわせ
時間 2時間 }

問題 1 株式会社(委員会等設置会社を除く)の利益の配当に関して、下記の問いに答えなさい。

問 1 商法 290 条 1 項所定の配当可能限度額を超えて利益の配当がなされた場合に、会社は、配当金の返還を株主に対して請求することができるか、違法配当額の弁済を取締役に対して請求することができるか。

問 2 決算期後、利益処分案を承認する定時株主総会までの間に、会社が自己株式を取得し、または処分した場合、配当可能限度額にどのような影響があるか。

問題 2 X と Y との間の以下の会話に関して、**問 1** および **問 2** に答えなさい。

X：資本制度の見直しが行われているというわけだね。

Y：最低資本金の引き下げとか廃止という話ね。それは、最低資本金が起業の妨げになるという発想に基づくようよ。

X：資本制度は会社債権者保護の観点からは不十分だという認識も 1 つの理由だと思うね。つまり、資本制度は、債務の負担や営業活動の内容の変更などによって会社の営業のリスクが高まる、いわゆる資産代替リスクには対応していない。そして、() 場合には、会社債権者保護には役立たないから、会社の財産および損益の状況に関する情報開示が株式会社には要求されているね。また、資本制度は、自己資本比率の高い会社については、過大な規制だとも言われている。たとえば、() 会社と () 会社という 2 つの会社を考えると、前者のほうが債権者の観点からは安全であるにもかかわらず、前者は配当することができず、後者は配当することができるということになるからね。

しかも、会社の規模や業種、財産の構成によって、必要とされるクッションの大きさも違うはずだから、合理的な最低資本金の額を決めるのは不可能だろう。

そうはいつでも、会社財産を確保することが債権者保護に全く結びつかないというわけではないから、配当規制や自己株式買受け規制は必要だね。

Y：ところで、自己株式の買受けについての財産規制は金銭の分配の規制とよく似ているわね。

X：たしかに、そうだ。それは、実質的に見れば、どちらも会社財産が株主に返却されるからだろう。しかし、会社財産の確保という点だけを考えても、現行法の下では、金銭の分配の限度額と自己株式買受限度額との間に若干の差異があるほか、両者の間には、取締役・執行役の責任について、() という違いがあるね。

Y：自己株式の買受けは 1 年に何回でもできるのに、金銭の分配は年 1 回だけというのも違うわね。

X：しかも、買受けにあたらぬ自己株式取得については、回数の制限はないし、財源規制にも服さないね。

Y：ところで、自己株式の処分と新株発行とは経済的にはほぼ同じなので、A 処分した自己株式の取得価額相当額は資本金または資本準備金にしなければならないのね。

X：でも、自己株式処分差益はその他資本剰余金とされるけれど、自己株式処分差損は当期末処分利益から減額することがあるんだよ。これは、マイナスの資本剰余金という概念は想定されないし、B その他資本剰余金のマイナス残高を認めると、会社財産維持という商法の資本制度の趣旨を損なうことになりかねないからなんだ。

Y：難しい話ね。最後に聞いておきたいのだけれど、連結計算書類制度の下では、連結貸借対照表上の剰余金を基準にして配当可能限度額を算定しなければならないのかしら

X：そんなことはないよ。連結計算書類は情報開示のためだから、C 計算書類作成会社の貸借対照表上の配当可能限度額の範囲内で配当すれば、取締役や執行役が会社に対して責任を負うことはないよ。

問 1 から に適切な字句または文を入れなさい。

問 2 下線部 A、B、C は誤った記述である。なぜ、誤りであるのか簡略に説明しなさい。